

府営公園(山田池公園他ほか7公園)の次期指定管理者(ソフト充実型)の募集に係る質疑に対する回答【岸和田土木事務所に提出された質問】  
【訂正後】

151	2022/5/9	蜻蛉池公園	募集要項 P.4 イ)料金の徴収等	<p>占有に伴う使用料について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等に係る収入(行為許可収入)</li> <li>・全ての運動施設の目的外利用</li> </ul> <p>は、指定管理者の収入と認識しておりますが、指定管理者が府に代わって使用料を徴収し、徴収した使用料を府に納付するものとは、具体的にどのようなものがありますでしょうか。</p>	2022/5/24 (5/31訂正)	<p>指定管理者が占有に伴う使用料を徴収し府に納付するものは、管理要領第5章に示す自主事業(キッチンカーの設置やBBQ食材販売の実施などに係る占有に伴う使用料)や持込み事業(指定管理者以外の事業者による事業)などです。なお、実施に当たっての詳細(自主事業に該当するかどうかの判断含め)は、土木事務所と協議してください。</p>
152	2022/5/9	蜻蛉池公園	募集要項 P.4 イ)料金の徴収等	<p>府へ納付する「占有に伴う使用料」については、指定管理者が実施する利用促進事業や、自主事業についても対象となりますでしょうか。</p>	2022/5/24 (5/31訂正)	<p>占有に伴う使用料の徴収については、下記の事業を対象外としています。なお、実施に当たっての詳細は、土木事務所と協議してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進事業。</li> <li>・自主事業のうちソフト事業で公園事業に寄与する催しを行うための占有物件。</li> </ul>

府営公園(山田池公園他ほか7公園)の次期指定管理者(ソフト充実型)の募集に係る質疑に対する回答【岸和田土木事務所に提出された質問】  
【訂正前】

151	2022/5/9	蜻蛉池公園	募集要項 P.4 イ)料金の徴収等	<p>占有に伴う使用料について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等に係る収入(行為許可収入)</li> <li>・全ての運動施設の目的外利用</li> </ul> <p>は、指定管理者の収入と認識しておりますが、指定管理者が府に代わって使用料を徴収し、徴収した使用料を府に納付するものとは、具体的にどのようなものがありますでしょうか。</p>	2022/5/24	<p>指定管理者が占有に伴う使用料を徴収し府に納付するものは、管理要領第5章に示す自主事業(キッチンカーの設置や興行的なイベントの実施などに係る占有使用料)や持込み事業(指定管理者以外の事業者による事業)に係る占有使用料などです。なお、実施に当たっての詳細(自主事業に該当するかどうかの判断含め)は、土木事務所と協議してください。</p>
152	2022/5/9	蜻蛉池公園	募集要項 P.4 イ)料金の徴収等	<p>府へ納付する「占有に伴う使用料」については、指定管理者が実施する利用促進事業や、自主事業についても対象となりますでしょうか。</p>	2022/5/24	<p>占有に伴う使用料の徴収については、下記の事業を対象外としています。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進事業</li> <li>・自主事業のうちソフト事業。 (収入が支出を上回ることを前提としない、収益を目的としない)</li> </ul>